

修正前後対照表

要求水準書（案）別添資料	
修 正 前	修 正 後
草津市営住宅木川団地・西一団地建替事業 要求水準書（案） 別添資料 令和8年1月16日 草津市	草津市営住宅木川団地・西一団地建替事業 要求水準書（案） 別添資料 令和8年1月16日 令和8年5月7日修正 草津市
別添資料1 市営住宅設計基準 1. 本事業における基本的な設計基準 （1）建築工事 基本計画 構造計画 ・主構造：鉄筋コンクリート造（PC造を含む）または鉄骨造とすること。	別添資料1 市営住宅設計基準 1. 本事業における基本的な設計基準 （1）建築工事 基本計画 構造計画 ・主構造：<u>制限は設けない。ただし、いかなる構造の場合も、「別添資料4 住宅性能評価の等級」を満たすこと。</u>
住戸計画 ・1階の各住戸は、玄関建具、内部建具、内部段差に関して車いす使用者に配慮した構造とすること。	住戸計画 ・<u>車いす住戸</u>は、玄関建具、内部建具、内部段差に関して車いす使用者に配慮した構造とすること。
住戸計画 ・住戸内居室の一室は和室とすること。	住戸計画 ・<u>3DKについては</u>、住戸内居室の一室は和室とすること。

修正前後対照表

修 正 前	修 正 後
階高等 ・住戸の居室の天井高は、2.4m以上とすること。	階高等 ・住戸の居室の天井高は、2.4m <u>程度</u> とすること。
共用部分 共用廊下・共用階段 ・共用階段は共用廊下等に常時開放されたものとする。	共用部分 共用廊下・共用階段 ・ <u>緊急時対応のため</u> 、共用階段は共用廊下等に常時開放されたものとする。
共用廊下・共用階段	共用廊下・共用階段 <u>・共用廊下は開放型の片廊下型形式とすること。ただし、共用廊下を開放型の片廊下形式以外の形式とする方が総合的な観点から優位性が高い場合は、この限りではない。</u>
専用部分 DK ・調理器具の熱源は、都市ガスおよびIHクッキングヒーター対応とすること。	専用部分 DK ・調理器具の熱源は、 <u>入居者が持ち込むコンロ等が使えるように</u> 、都市ガスおよびIHクッキングヒーター対応とすること。
(3) 機械設備工事 給湯設備 給湯器 ・設置場所は、各住戸P Sとする。	(3) 機械設備工事 給湯設備 給湯器 ・設置場所は、各住戸 <u>のP S内</u> とする。 <u>ただし、給湯機を各住戸のP S以外に設置する方が総合的な観点から優位性が高い場合は、この限りではない。</u>
2. 本市の市営住宅における設計基準 (1) 建築 基本方針 住棟計画 ・開放廊下型とし、エレベーターを設置すること。	2. 本市の市営住宅における設計基準 (1) 建築 基本方針 住棟計画 ・開放廊下型とし、エレベーターを設置すること。ただし、 <u>開放廊下型以外の形式とする方が総合的な観点から優位性が高い場合は、この限りではない。</u>
配置計画等 倉庫 (各住戸) ・1戸に1ヶ所、自動車の冬用タイヤなどが保管できる規模のスペースを住戸専用部分内、または共用廊下側の出窓下部分に設けること。	配置計画等 倉庫 (各住戸) ・1戸に1ヶ所、自動車の冬用タイヤなどが保管できる規模のスペースを住戸専用部分内 <u>(住戸専用面積に含む)</u> 、または共用廊下側の出窓下部分に設けること。

修正前後対照表

修 正 前	修 正 後
標準仕上げ表（住棟外部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。	標準仕上げ表（住棟外部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。 <u>※標準仕上げによる仕上げが難しい場合は、同等以上の水準となる仕上げ内容とすること。</u>
標準仕上げ表（住戸内部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。	標準仕上げ表（住戸内部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。 <u>※標準仕上げによる仕上げが難しい場合は、同等以上の水準となる仕上げ内容とすること。</u>
標準仕上げ表（共用部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。	標準仕上げ表（共用部仕上げ） ※公共住宅建設工事共通仕様書（公共建築工事共通仕様書）を参考とすること。 <u>※標準仕上げによる仕上げが難しい場合は、同等以上の水準となる仕上げ内容とすること。</u>